

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症患者の入院調整について（通知）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
大阪府より標記通知が届きましたので情報提供いたします。概要は下記の通りです。  
貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

### 記

#### ○大阪府通知より引用

本年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の、感染症法上における位置づけが5類感染症に変更され、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提とした特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行することになりました。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症患者の入院調整については、G-MIS等のツールを活用して医療機関間で入院先を決定することを基本とする仕組みに変更され、すでに運用いただいているところ

です。  
このたび、国において移行期間が延長（本年10月から来年3月まで）されましたが、入院調整については、引き続き、原則、医療機関間による調整となり、大阪府移行期入院フォローアップセンターでは、入院調整（入院先決定）が困難となっている患者で、かつ、重症・中等症Ⅱ等の患者に限り、入院調整の支援（入院調整先医療機関の紹介含む）を行います。

なお、運用ルールについては、下記（別添）「大阪府移行期入院フォローアップセンターによる入院調整等について」のとおり定めていますので、入院調整の依頼を行われる場合は、必ず内容を確認のうえ連絡いただきますようお願いいたします。

#### 【移行期入院FCによる入院調整の対象者】

医療機関間での入院先決定（入院調整）が困難となっている患者で、かつ、重症・中等症Ⅱ・妊産婦・小児・精神・透析患者等。

（※）呼吸困難で肺炎像が見られ、食事や水分の摂取ができず、点滴治療を要する患者であって、中等症Ⅱへの悪化が懸念される緊急性が高い患者等を含む。

#### 【入院調整依頼に関する基本ルール】

- ・入院調整を行政に依頼する際（個人情報提供）には、必ず患者（やその家族）の同意が必要です。
- ・下記の対応圏域に応じた電話番号あて入院調整の依頼を行ってください。
- ・入院調整を依頼する際は、医療機関間での入院調整が不調のため依頼していることを伝えてください。（案内をスムーズに行うため）
- ・入院調整を依頼したが断られた医療機関名及びその理由を伝えてください。（重複した相手先への再調整を避けるため）
- ・依頼元が十分な入院調整を行っていない場合は、G-MIS情報を提供するなど、依頼元での入院調整を要請することがあります。
- ・移行期入院FCが実施する入院調整対象者以外について依頼があった場合は、依頼元での入院調整を要請することがあります。

(医療機関が所在する) 圏域	電話番号
大阪市・堺市・泉州	080-7421-6046 (専用)
豊能・三島・北河内・中河内・南河内	080-7421-5727 (専用)

※電話受付は原則、休日・夜間含む24時間対応

(ただし、話し中の場合は、しばらくたってからお掛け直してください)

**【各種問い合わせ先】**

- ・G-MISのID付与、G-MISへのログイン・操作方法等について  
厚生労働省G-MIS事務局電話番号：0570-783-872
- ・その他の問い合わせ  
大阪府健康医療部保健医療室感染症対策支援課  
入院・療養支援グループ電話番号：06-6944-9361

大阪府医師会・地域医療1課  
(06-6763-7012)